

令和8年第12回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和8年8月20日（木） 午前10時～

早良区役所2階 応接室

議 題

1 議 案

議案第46号	選挙人名簿から抹消する者について	・・・P.1
議案第47号	在外選挙人名簿から抹消する者について	・・・P.3
議案第48号	在外選挙人名簿に登録する者について	・・・P.4
議案第49号	在外選挙人名簿への登録の移転をしない者について	・・・P.5

【今後の委員会開催予定日時】

第13回 9月1日（火）午前10時 早良区役所2階 中会議室

第14回 9月18日（金）午前10時 早良区役所2階 中会議室

議案第46号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和8年8月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 黒子 秀勇樹

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 1,618 人 |
| | 内訳 死亡者 | 203 人 |
| | 市外転出者 | 1,415 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和8年8月20日 |

【 根 拠 】

○公職選挙法

(登録の抹消)

第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 1 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 2 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後4箇月を経過するに至ったとき。
- 3 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 4 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

(参考)

1 死亡者
令和8年7月31日までに区長から通知を受けた死亡者

2 市外転出者
令和8年3月31日までに市外へ転出した者

3 抹消の内訳 (単位：人)

区分	男	女	計
死亡	84	119	203
転出	729	686	1,415
合計	813	805	1,618

議案第47号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和8年8月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 黒子 秀勇樹

- | | | |
|---|------------------------------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 1 人 |
| | 内訳 住民票が新たに作成された日以後4箇月を経過したもの | 1 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙1のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和8年8月20日 |

【 根 拠 】

○公職選挙法

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第30条の11 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第3号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 1 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 2 前条第1項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附表に記載された日後4箇月を経過するに至ったとき。
- 3 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかったことを知ったとき。

議案第48号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録する資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和8年8月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 黒子 秀勇樹

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 登録する者の数 | 1人 |
| 2 登録する者の氏名等 | 別紙2のとおり |
| 3 登録年月日 | 令和8年8月20日 |

【根拠】

○公職選挙法

(在外選挙人名簿の登録等)

第30条の6第1項 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

(参考)

(在外選挙人名簿の登録の申請等)

第30条の5第1項 年齢満18年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

(一部省略)

議案第49号

在外選挙人名簿への登録の移転をしない者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有しない者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録の移転をしないものとする。

令和8年8月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 黒子 秀勇樹

- | | | |
|---|----------------|---------|
| 1 | 登録の移転をしない者の数 | 1人 |
| 2 | 登録の移転をしない者の氏名等 | 別紙3のとおり |

【 根 拠 】

○公職選挙法

(在外選挙人名簿の登録の申請等)

第30条の5 略

2 略

3 略

4 年齢満十八年以上の日本国民で国外に転出をする旨の住民基本台帳法第二十四条の規定による届出（以下この項において「国外転出届」という。）がされた者のうち、当該国外転出届がされた市町村の選挙人名簿に登録されているもの（当該市町村の選挙人名簿に登録されていない者で、当該国外転出届に転出の予定年月日として記載された日までに、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有することとなるものを含む。）は、政令で定めるところにより、同日までに、文書で、当該市町村の選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録の移転の申請をすることができる。

5 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による申請があった場合には、政令で定めるところにより、外務大臣に対し、当該申請をした者（当該市町村の選挙人名簿から抹消された者を除く。次項において同じ。）の国外における住所に関する意見を求めなければならない。

○公職選挙法施行令

(在外選挙人名簿登録移転申請者の国外における住所に関する意見等)

第23条の5の2 法第三十条の五第五項の規定により市町村の選挙管理委員会が外務大臣に対して行う在外選挙人名簿登録移転申請者（当該市町村の選挙人名簿から抹消された者を除く。次項において同じ。）の国外における住所に関する意見の求めは、総務省令で定めるところにより、その旨及び当該在外選挙人名簿登録移転申請者の氏名その他総務省令で定める事項を外務大臣に通知して行うものとする。

2 略

3 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿の被登録移転資格を有することについて確認が得られない在外選挙人名簿登録移転申請者について在外選挙人名簿への登録の移転をしてはならない。

(参考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	前回 (R8.7.17時点) 登録者数	登録	抹消		小計	今回 (R8.8.20時点) 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録		
男	52	0	0	1	▲ 1	51
女	88	1	0	0	1	89
計	140	1	0	1	0	140